

全般

Q 太陽光発電システム（発電システム）を設置予定だが、申請できますか？

A 発電システムについては単体での補助がありません。

（表１）の設備を組み合わせた一体的導入としての申請は可能です。

ただし、太陽電池モジュールの最大出力値が５０ｋＷ未満の設備に限ります。

（表１）

①	②	③	④
発電システム HEMS 蓄電システム	発電システム HEMS 充給電システム	発電システム HEMS 断熱窓改修工事	発電システム HEMS 高性能外皮等 ※ZEHに限る
21万2千800円	11万2千800円	12万2千800円	16万2千800円

Q （表１）の①で設備を導入し、発電した電気を売らずに全て家で使おうと思っていますが、補助金の申請はできますか？

A 申請できます。発電した電気を全量売電する場合は申請できません。なお、売電する場合は余剰電力の売電に限ります。

Q 子育てエコホーム支援事業でZEHを申請しています。市の補助金の申請もできますか？

A ZEH の表示があるBELS評価書を取得しており、その他一体的導入の要件（発電システム、HEMS の導入等）を満たし、必要書類が提出できる場合には申請可能です。

Q 住宅用高効率給湯器（ex.エコキュート、エコウィル、エコジョーズ、エコフィール）の補助は行っていますか？

A 補助は行っていない。家庭用燃料電池システム（エネファーム）は補助対象です。

Q 事務所（店舗）兼住宅ですが、申請は可能ですか？

A 可能です。ただし、工事契約者（発電システムについては電力受給契約者又は系統連系契約の契約者も）が施設完成時に住民票を有する個人であることが必要です。会社名義の場合は、補助の対象外となります。

Q 建物が完成しても住む予定がありません。その場合、補助の対象ですか？

A 対象とはなりません。実績報告までに設備設置場所への住民登録が必要です。発電システムについては、システムで発電した電気を自らの生活のために使用する場合に補助対象となります。電力会社などからの書類の発電設備の設置場所と住民票の住所が同一である必要があります。

Q 書類を書き損じてしまいました。どうしたらよいですか？

A 補助金請求書（様式第10）を書き損じた場合は、書き直しをお願いします。また、書類は消せるボールペンや修正テープは使用しないでください。

補助金

Q 以前設置した6kWの発電システムを利用しています。今回5.5kWを増設し、合計11.5kWにしようと考えています。補助金の額はいくらになりますか？

A 発電システムの増設のみでは補助対象となりません。増設と同時に（表1）の組み合わせにて（④を除く）導入される場合には、それぞれ①21万2千800円又は②11万2千800円③12万2千800円となります。

なお、増設の場合完成時に合計が50kW以上になると補助の対象とはなりません。

交付の申請

Q 補助金の交付申請はいつすればよいですか？

A ZEH 以外・・・設置工事契約後、工事着工予定の60日前からおおむね15日前までの間に申請してください。工事着工予定までの日程に余裕がない申請については、交付決定ができません。交付申請前や市が交付決定をする前に工事着工されていますと補助金の交付対象外となります。また、要綱上、交付決定日より60日以内に工事着工し、工事着工届（様式第7）を出していただくことになっていますので、着工予定日から60日以上前の申請につきましても、受付できません。適切な時期に申請してください。

ZEH のみ・・・国の ZEH 支援事業の交付決定通知書を受け取ってから、住宅引渡し前までの間に、又はBELS評価書による申請の場合も住宅引渡し前までに申請してください。

※ZEH と他設備を同時に申請する場合は、他設備の工事着工予定の15日前までには補助申請してください。（ZEH 以外を参照）

Q 工事着工前の写真はどこを写すのですか？

A 設備ごとに異なりますので、ご確認ください。

（発電システム）

設置予定の建物の全景と、屋根の全景が必要です。新築で建築中に申請の場合には、申請時の状況が確認できる写真をお願いします。また、建築物がない場合は建築予定場所を中心とし、付近の住宅の一部を含めた構図で撮影してください。

(蓄電システム・H E M S ・燃料電池システム・充給電システム)

設置予定の建物の全景と、システムの設置予定の場所が中央となるような構図で、周りの壁面など(近くの扉や窓枠などが写るよう)も含めて広めに撮影し、取付予定位置がわかるようにしてください。

(断熱窓改修工事)

断熱窓への改修部分と、改修部分を含む外壁面全体を撮影してください。

(ZEH)

ZEH を新築する場合は、申請時の建築予定地を撮影してください。建築中に申請する場合には、申請時の建築途中の建物の写真を提出してください。

新築の ZEH を購入する場合は、住宅の全景写真が必要です。

※申請後に市で現地を確認します。現地の状況と写真が大幅に異なる場合や写真が鮮明でない場合には提出しなおしていただきますので、ご注意ください。

Q 複数システムを申請予定だが、地図や写真は1部提出すれば良いですか？

A 同時申請であれば1部提出で構いません。交付決定後に追加で申請される場合には、別申請となりますので再度書類をご用意いただく必要があります。

Q 既に発電システム、蓄電システム、H E M S を設置しています。今回、発電システムを増設しようと考えていますが、一体的導入として申請できますか？

A 申請していただくことはできません。同時設置予定の場合に一体的導入として申請可能です。

計画変更の承認申請

Q 一体的導入として補助金交付決定通知書を受領してから、蓄電システムの設置を取りやめることになりました。どうしたらよいですか？

A 計画変更承認申請書(様式第3)を速やかに提出してください。蓄電システムの設置を取りやめることにより発電システムも補助対象から外れますので、一体的導入での申請ではなくH E M S 単体での申請となります。交付決定変更通知書にて変更後の内容を通知しますので、必ずご確認ください。

Q 断熱窓改修工事を含む一体的導入として補助金交付決定通知書を受領してから、H E M S の設置を取りやめることになりました。どうしたらよいですか？

A 発電システムと断熱窓改修工事は単体の補助がありませんので、補助対象がなくなります。計画変更承認申請書(様式第3)により中止の申請が必要になります。中止承認通知書で通知しますので、必ずご確認ください。

Q 着工予定日に着工することができず、着工が交付決定の通知を受けた日から60日を超える見込みのときは、どのような手続きが必要ですか？

A 交付決定日から60日以内に計画変更の承認申請の手続きが必要です。計画変更承認申請書（様式第3）に記載する工事着工予定日は、当初の工事着工予定日より90日を限度に延長することができます。その場合、工事着工届（様式第7）は工事の着工後10日以内、または当初の工事着工予定日から90日以内のいずれか早い日までに提出する必要があります。

Q 工事の途中で補助対象経費に変更が生じた場合はどうしたらよいですか？

A 変更が決まり次第、計画変更の承認申請の手続きが必要です。変更に伴い計画変更承認申請書（様式第3）に加え、その他参考書類を提出していただく場合がありますので、申請窓口までご相談ください。

Q 申請時に予定していた場所ではない場所に、蓄電池を設置することになりそうです。どうしたらよいですか？

A 蓄電池を設置する前に新たな設置場所を撮影し、工事着工届（様式第7）とともに写真を再度提出してください。

Q 実績報告までに、自己都合で設備設置場所に住民登録ができなくなりそうです。どうしたらよいですか？

A 実績報告時、設備設置場所に住民登録されていない場合には補助金は交付されません。住民登録ができないことが確定したら、速やかに計画変更承認申請書（様式第3）により中止の申請が必要になります。

実績報告

Q 実績報告書等はいつまでに提出するのですか。

A 事業完了日から60日以内、又は令和8年3月10日（火）のいずれか早い日までに提出してください。

全ての必要書類を期限までに提出できない場合には、交付決定通知書を受け取っていても補助金は交付されません。毎年、実績報告書類提出後に書類不備等がわかることが多くあります。全ての必要書類が整う前にも、内容の確認をさせていただいておりますのでご相談ください。

Q 事業完了日はいつになりますか？

A 設備ごとに異なりますので、ご確認ください。

（発電システムを含む場合）

- ・系統連系・受給開始日
- ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定日
- ・領収書発行日
- ・引渡日（新築の場合に限る）

(蓄電システム・H E M S・燃料電池システム・充給電システム・
断熱窓改修工事・太陽熱利用システム)

- ・保証書に記載の保証開始日
- ・領収書発行日
- ・引渡日（新築の場合に限る）

(Z E H)

- ① 国のZ E H支援事業の交付決定通知書で申請した場合
 - ・国のZ E H支援事業交付確定日
- ② B E L S評価書で申請した場合
 - ・系統連系・受給開始日
 - ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定日
 - ・保証書に記載の保証開始日
 - ・領収書発行日
 - ・引渡日

Q 完了後に提出する写真はどのような写真ですか？

A 設備ごとに異なりますので、ご確認ください。できるだけ申請時に提出した写真と同じ構図で撮影をお願いします。また、雨よけ設置工事等により、型式等が表示されているラベルの写真が撮れない場所になる場合には、設置前に撮影をお願いします。

(発電システム)

- ・設置した状況が確認できる建物の全景写真
- ・屋根の全景（太陽光パネルの枚数が全て確認できるもの）が確認できる写真
→ 1枚の写真にパネル全体が入りきらない場合には、何枚かを組み合わせて確認できるようにしてください。

(蓄電池システム・充給電システム・太陽熱利用システム)

- ・システムの設置状況が確認できる写真
→ 近くの扉や窓枠などが写るよう、周りの壁面等を入れて、取付位置がわかるように撮影したもの。
- ・システム本体
- ・システム本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるラベルの写真
→ 文字がはっきり確認できるように撮影してください。

(H E M S)

- ・システム本体の設置状況が確認できる写真
→ H E M S本体近くの扉や窓枠など、固定されているものが写るように周りの壁面等を入れて、取付位置がわかるように撮影したもの。

- ・モニターが起動している状態が確認できる写真
→電力使用量などを表示している設備を撮影したもので、パソコンなどの画面の印刷やスクリーンショットは不可とします。スマートフォンなどをモニターとして使用する場合はスマートフォンなどの枠も映るようにしてください。

(断熱窓改修工事)

- ・改修工事後の改修箇所全ての断熱窓の写真

(燃料電池システム)

- ・システムの設置状況が確認できる写真
→近くの扉や窓枠などが写るよう、周りの壁面等を入れて、取付位置がわかるように撮影したもの。
- ・燃料電池ユニット本体と貯湯ユニット本体の写真
- ・燃料電池ユニット本体と貯湯ユニット本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるラベルの写真→文字がはっきり確認できるように撮影してください。

(ZEH)

- ① 国のZEH支援事業の交付決定通知書で申請した場合
 - ・国のZEH支援事業の実績報告に提出した写真（住宅の全景写真、太陽光パネルの設置が確認できる写真を含む）
- ② BELS評価書で申請した場合
 - ・建物の全景写真
 - ・屋根の全景（太陽光パネルの枚数が全て確認できるもの）が確認できる写真
 - ・HEMSの設置状況が確認できる写真
 - ・HEMSのモニターが起動している状態が確認できる写真
→電力使用量などを表示している設備を撮影したもので、パソコンなどの画面の印刷やスクリーンショットは不可とします。スマートフォンなどをモニターとして使用する場合はスマートフォンなどの枠も映るようにしてください。
 - ・ZEHに必要な設備のうち空調設備、給湯設備、換気設備の設置状況が確認できる写真

Q 領収書の写しはどんなものでもよいですか？

A 様式に指定はありませんが、領収金額が申請設備の補助対象経費を含むことがわかるよう、例えば「上記の代金は太陽光発電システム設置費～円を含む」と記載するか、領収内訳書を添付してください。

Q 住民票の写しの提出は必要ですか？

A 実績報告書（様式第8）に「住民票の閲覧に同意する場合にご記入いただく欄」を設けています。同意いただける場合には、必要事項をきれいに自署にてご記入いただきますようお願いいたします。その場合には住民票の写しの提出が不要となります。

Q 補助金請求書（様式第10）はいつ提出すればよいですか？

A 実績報告書等を提出する際に提出してください。複数回申請している場合には、交付決定番号ごとに請求書が必要になります。

Q 実績報告書（様式第8）の提出期限までに必要な書類の一部が用意できません。どうすればよいですか？

A 誠に申し訳ありませんが、補助金要綱に定める提出期限内に実績報告に必要な書類（保証書などの添付書類を含む）を提出できない場合には、いかなる理由があっても補助金は交付できません。予めご了承ください。